2　復興庁が廃止されるまでの間における国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）別表の規定の適用については、同表中「消費者庁」とあるのは、「消費者庁　復興庁」とする。

（内閣府令の効力に関する経過措置）

第八条　この政令の施行前に東日本大震災復興特別区域法施行令の規定により発せられた内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項の内閣府令は、この政令の施行後は、前条第一項の規定により読み替えて適用する東日本大震災復興特別区域法施行令の相当規定に基づいて発せられた相当の復興庁設置法第七条第三項の復興庁令としての効力を有するものとする。

（東日本大震災復興対策本部令の廃止）

第九条　東日本大震災復興対策本部令（平成二十三年政令第百八十二号）は、廃止する。

（東日本大震災復興対策本部令の廃止に伴う経過措置）

第十条　この政令の施行の日の前日において東日本大震災復興構想会議の議長及び委員である者の任期は、前条の規定による廃止前の東日本大震災復興対策本部令第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第十一条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣の機関の項中「一四人」を「一五人」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第十二条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の次に次の一条を加える。

（政策統括官の職務についての読替え）

第三条の二　政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、第三条第一号リ中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」と、同条第三号ワ及びヰ中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災からの復興を除く。）」と、同号中「ウ　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。」とあるのは「ウ　削除」とする。

2　政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、前条の表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日の項下欄中

「一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。

イ　設立

ロ　会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時取締役及び監査役の選任及び解任

ハ　定款の変更の決議

ニ　合併、分割及び解散の決議

ホ　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。」

とあるのは、

「一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。

イ　設立

ロ　会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任

ハ　定款の変更の決議

ニ　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。」

とする。

次に掲げる事項の認可に関すること。

及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任　とする。

関係行政機関の事務の調整に関すること（前号に係る部分に限る。）。」

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十三条　職員の退職管理に関する政令の一部を次のように改正する。

別表第一内閣の項中「東日本大震災復興対策本部に置かれる事務局」を削る。

（罰則に関する経過措置）

第十四条　前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　野田　佳彦

総務大臣　川端　達夫

復興推進会議令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年二月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二十三号

復興推進会議令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十四条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（議長）

第一条　議長は、会務を総理する。

（副議長）

第二条　副議長は、議長を助け、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（庶務）

第三条　復興推進会議の庶務は、復興庁に置かれる統括官が処理する。

（復興推進会議の運営）

第四条　前三条に定めるもののほか、議事の手続その他復興推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が復興推進会議に諮って定める。

附　則

この政令は、復興庁設置法の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦